

丸八訪問介護事業所運営規程

第1条（事業の目的）

有限会社丸八介護サービスが開設する丸八訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護、予防専門型訪問サービス、訪問介護相当サービス及び生活支援型訪問サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所のサービス提供責任者、介護福祉士、訪問介護員研修の修了者、名古屋市高齢者日常生活支援研修等修了者を含めた訪問介護員（以下「従業者」という。）が要介護状態又は要支援状態にある方もしくは事業対象者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

1. 事業所の従業員は、訪問介護の提供に当たっては要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2. 予防専門型訪問サービス、訪問介護相当サービスの提供にあたっては、要支援状態又は事業対象者となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。

3. 生活支援型訪問サービスの提供にあたっては、要支援状態又は事業対象者となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、掃除、買い物支援、調理、洗濯等の生活支援のサービスを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。

4. 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者及びいきいき支援センター等、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 丸八訪問介護事業所
2. 所在地 名古屋市中村区西米野町1丁目76-6

第4条（従業者の職種、員数及び職務の内容）

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

1. 管理者 1名（常勤）

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する

る基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

2. 従業者

ア サービス提供責任者 1名以上（1名は管理者と兼務）

サービス提供責任者は、以下の職務を行う。

(ア)訪問介護計画、予防専門型訪問サービス計画、訪問介護相当サービス計画、生活支援型訪問サービス計画の作成・変更等を行い、利用者の申込みに係る調整をすること。

(イ)利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席等により居宅介護支援事業者等と連携を図るとともに、居宅介護支援事業者等に対し、サービス提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者への心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

(ウ)訪問介護員又は名古屋市高齢者日常生活支援研修等修了者（以下「訪問介護員等」という。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。

(エ)訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導等、その他のサービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

イ 訪問介護員等

訪問介護員等は、サービスの提供に当たる。

(ア)訪問介護員 2.5名以上（常勤換算）

(イ)名古屋市高齢者日常支援研修等修了者 1名以上

第5条（営業日及び営業時間）

1. 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、12/29から1/3までを除く。
2. 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
3. その他 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

第6条（事業の内容及び利用料等）

1. 事業の内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は介護報酬告示上の額もしくは名古屋市、海部郡介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱別表に記載された額とする。

尚、事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

- ① 身体介護
- ② 生活援助
- ③ 通院等乗降介助

2. 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。尚、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ① 事業所の実施地域を超えた地点から、片道おおむね10km未満 1000円

- ② 事業所の実施地域を超えた地点から、片道おおむね 10km 以上 200 円
- ③ 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

第 7 条（緊急時等における対応方法）

訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に、病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

第 8 条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、中村区・中川区・西区・中区・海部郡大治町の区域とする。

予防専門型訪問サービス・生活支援型訪問サービスの実施地域は、中村区・中川区・西区・港区のみとする。

訪問介護相当サービスの実施地域は、海部郡大治町のみとする。

第 9 条（その他運営についての留意事項）

1. 事業所は、すべての訪問介護員等（登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。）に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとする。
 - ① 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内
 - ② 継続研修 年 1 回
2. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
4. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、有限会社丸八介護サービスと事業所の管理者との協議にもとづいて定めるものとする。

付則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から実施する。

この規程は、平成 13 年 6 月 1 日から実施する。

この規程は、平成 15 年 5 月 1 日から実施する。

この規程は、平成 18 年 2 月 1 日から実施する。

この規程は、平成 19 年 8 月 1 日から実施する。

この規程は、平成 21 年 1 月 1 日から実施する。

この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から実施する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から実施する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

この規程は、令和2年1月1日から実施する。

この規程は、令和3年7月21日から実施する。

この規程は、令和4年12月21日から実施する。

この規程は、令和5年12月21日から実施する。